

# 社会福祉法人乙の国福社会

## 役員等の報酬規程

### (目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人乙の国福社会（以下法人という）。の役員等の報酬に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### (支給対象)

第2条 次の会議等に参加した場合、報酬を支給するものとする。ただし、理事のうち、法人職員を兼ねる理事は支給の対象外とする。

(1) 理事・監事

定例、臨時に開催する理事会

(2) 評議員

定時、臨時に開催する評議員会

(3) 評議員選任・解任委員会委員

評議員選任・解任委員会

### (支給額)

第3条 前項に記載する報酬の額は、1回につき 10,316 円とする。

### 附則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。